

白山市監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成30年1月30日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

公の施設の指定管理受託者監査

第2 監査の対象

指定管理者 一般財団法人白山市地域振興公社
管理施設名 観光施設「パーク獅子吼」「スカイ獅子吼」
所 管 課 観光文化部施設管理課

第3 監査の範囲

平成28年度における公の施設の管理委託事務に係る出納その他の事務

第4 監査の期間

平成29年9月20日から平成29年10月5日まで

第5 監査の方法

公の施設の管理に係る出納その他の事務が、条例、規則及び協定書の内容に沿って、適切に行われているかに主眼をおき、現場視察を実施した後、総合文化会館クレイン会議室において、一般財団法人白山市地域振興公社の関係者及び観光文化部施設管理課から関係資料に基づき説明を求め、監査を実施した。

第6 監査の結果

1 指定管理者の概要

○ 一般財団法人白山市地域振興公社

設立年月日	昭和60年10月22日
所在地	白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地
役員	理事長1名、専務理事1名、理事6名、監事2名
主な事業内容	①地域振興施設並びに体育施設等の設置及び管理運営に関する事業 ②教育、スポーツ等を通じて地域住民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することに関する事業 ③児童又は青少年の健全な育成に資するとともに、生涯学習の推進に関する事業 ④白山市、その他の地方公共団体及びその他公共的団体の設置した公共施設等の管理運営に関する事業

主な事業内容	⑤白山市、その他の地方公共団体及びその他公共的団体の委託事業における受託に関する事業 ⑥地域社会の健全な発展に関する事業 ⑦特産品の開発及び販売に関する事業 ⑧職員の資質の向上及び前各号の目的を達成するための労働者の派遣に関する事業 ⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業
--------	---

2 管理施設の概要

○ 観光施設「パーク獅子吼」「スカイ獅子吼」

設置根拠	白山市観光施設条例 (平成17年2月1日施行)
設置場所	白山市八幡町地内
使用等の時間	午前10時から午後5時まで
休業日及び期間	休館日は毎週火曜日、年末年始 スカイ獅子吼は12月1日から翌年3月31日
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・パーク獅子吼(獅子ワールド館、ふれあい館、ふるさと館、造り物の館、バーベキュー場、その他エリア内施設) ・スカイ獅子吼(獅子吼高原センター、キャンプ場関連施設、南沢エリア内のそりゲレンデ、格納庫)
設置目的	市民にレクリエーション活動及び憩いの場を提供し、健康増進及び福祉の向上を図るとともに、地域の活性化及び観光振興に資する。
主な事業内容	施設の運営、維持管理、施設の利用許可、利用促進
指定期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日
委託料	平成28年度委託料 (パーク獅子吼 22,000千円 スカイ獅子吼 12,000千円)

3 施設利用状況

平成28年度の施設入込人数は、次表のとおりである。(園地除く)

単位：人

年 月	パーク獅子吼	スカイ獅子吼	月 計
平成28年 4月	1, 881	353	2, 234
平成28年 5月	3, 589	1, 744	5, 333
平成28年 6月	2, 027	1, 234	3, 261
平成28年 7月	2, 948	1, 763	4, 711
平成28年 8月	4, 167	4, 021	8, 188
平成28年 9月	1, 814	1, 625	3, 439
平成28年10月	3, 285	1, 389	4, 674

平成28年11月	2,052	787	2,839
平成28年12月	449	0	449
平成29年1月	332	0	332
平成29年2月	235	0	235
平成29年3月	876	0	876
合計	23,655	12,916	36,571

4 決算状況

(単位：円)

指定管理施設名	収入決算額	支出決算額	収支差額
パーク獅子吼	28,189,014	27,756,042	432,972
スカイ獅子吼	17,981,520	17,862,398	119,122
合計	46,170,534	45,618,440	552,094

第7 総括

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の指定管理者による公の施設の管理委託事務に係る出納その他事務について、関係帳票類の確認及び関係職員からの説明聴取等により監査したところ、おおむね適正と認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

指定管理施設の管理に関する基本協定書では、30万円未満の維持補修費は指定管理者の負担となっているが、30万円以上の修繕を（一財）地域振興公社において実施されている。基本協定書との整合性について検討されたい。